

会 議 録

1 会議名	第6回南砺市男女共同参画推進審議会
2 議題(公開)	1. 開会 2. 会長あいさつ 3. 付議事項 「南砺市男女共同参画推進プラン＜第3次＞の骨子について 4. その他 5. 副会長あいさつ 6. 閉会
3 開催日時	令和8年8月21日(金) 開会時間:午後7時／閉会時間:午後8時10分
4 開催場所	南砺市役所 別館3階 大ホール
5 会議出席者	[委員:出席9名／全14名] ※50音順 岩井 透、大坪 久美子、佐竹 弘昭、津田 博美、中川 敬子、 宮林 悠夏、山崎 賢治、渡邊 美和子 [委員:欠席5名] 安達 望、越後 佑子、此尾 治和、此尾 雅子、戸成 博宣 [市:出席4名] 市民協働部 部長 溝口 早苗 事務局 市民協働課 課長 松本 恵 " ジェンダーギャップ対策・婚活若者係 係長 谷口 英里 " 主事 多賀 輝
6 傍聴者	1名
7 会議記録 開会 会長あいさつ 付議事項	. 会議経過 午後7時 今日は事務局から案内があったとおり、骨子についての検討になります。前回は広い視野で細かくご意見をいただきましたが、さらに審議を重ねていただきたいと思います。6月に諮問された内容は「骨子の策定」と「成果目標指数の設定」となっており、その二つを審議することが私たちの大きな役割です。まずは1つ目の骨子をしっかりと確認して、答申できればと思います。よろしくお願いいたします。 「南砺市男女共同参画推進プラン(第3次)」の骨子について 事務局 資料1から説明させていただきます。1枚目、南砺市案の黄色に塗られた部分

は、前回の審議会でのご意見を反映して修正した箇所になります。

「4. 基本理念」の(1)を「男女の平等と多様な人権の尊重」とし、性別による差別をなくすとともに、国籍や文化といった多様な背景を持つ一人ひとりの人権が尊重され、平等に参画できる社会といたしました。(2)は「社会のあらゆる分野への対等な参画」とし、男女が対等な立場で、家庭生活と職業生活、地域活動等に共に参画し、責任を分かち合う社会といたしました。(3)は変更なしです。(4)は「国際的協調」とし、国際社会における男女共同参画計画の潮流と連携し、グローバルな視点を持って施策を推進する社会とさせていただいております。

前回、(2)に「インクルーシブ社会の視点を入れたらどうか」というご意見をいただきました。しかし、(1)に入れる方が自然な流れではないかということで、(1)に反映させ、(2)は少し分かりにくい内容であったため、分かりやすくなるよう修正いたしました。

基本理念は「南砺市男女共同参画推進条例」に基づくものとなっており、条例の基本理念(全6項目)をここでは4つにまとめた形にしています。しかし、条例第3条第3号の「男女共同参画推進の妨げとなる制度または慣習が具体的に是正されること」という、かなり重要な部分が抜けていたことがわかりました。ですので、こちらは基本理念の箇条書きに直接入れるのではなく、計画策定の趣旨・背景(前文)に、この理念を取り入れた形で作成していきたいと考えております。

裏面の修正ですが、基本目標(2)を「女性が活躍して男女が共に」となっておりますが、これを「男女で支え合う環境づくり」に修正をお願いします。

次に資料2をご覧ください。紫色で囲んである部分が骨子部分になります。変更した箇所は赤枠で囲ってあります。1番上の赤枠は「あらゆる機会を通じた男女共同参画の意義と価値の共有」にいたしました。2番目の赤枠は、1番目と同じような表現になっていて分かりにくいというご指摘を踏まえ、「家庭と地域における共創による支え合いの仕組みづくり」に修正いたしました。3番目の赤枠についてですが、当初「環境づくり」という言葉が2つ並んでいました。基本目標で「女性が活躍し」と女性活躍を打ち出しておりますので、基本方針も「女性人材が活躍し企業の価値を高める働き方改革の推進」と、女性活躍を強く打ち出したものにしております。4つ目の赤枠は、健康の意味が具体的に分かりにくいというご指摘を踏まえ、一旦は「出産や妊娠」に着目したのですが、それでは対象の幅が広がらないため、「性差を踏まえ健康リテラシーを高める支援」とし、男女の性差を考慮してお互いの健康情報の理解度や活用能力を高めるような内容の目標に変更いたしました。

会長

ありがとうございました。前回はとても抽象的な表現であったものが、何が言いたいのか具体的な表現になったのではないかと思います。いかがでしょうか。女性活躍が盛り込まれ、具体的にイメージできるようになっていると思います。また、基本理念でも、ジェンダーギャップ解消の根底となる「男女共同参画推進の妨げとなる制度または慣習が是正されること」が抜けていたとのことですが、こ

れも計画の中にしっかり取り入れていくということです。今度の第3次プランは何をしていくのかが分かる表現にすることで、今後の方向性が明確になるのではないかと思います。多様性という点を「人権」として(1)に入れ込み、また「国際的協調」では他の要素が混ざって分かりにくかった表現を、国際的な流れに遅れないようにという内容に絞って整理されましたが、いかがでしょうか。

A 委員

いいと思います。気になったのは、(4)の「国際的協調の男女共同参画計画の潮流と連携する」という表現ですが、「男女共同参画の潮流」でよいのではないかと思います。いかがでしょうか。

事務局

「男女共同参画の潮流」に修正します。

A 委員

国際的な潮流は、男女と分けずに「ジェンダー平等」とし、多様性も含めて議論されていますよね。ただ、日本は「男女共同参画」という言葉を使っているので、この表記のままでいいと思います。

会長

まずは男女平等から取り組まないと、ジェンダーまではなかなか行かないのではないかと個人的に思っています。先ほど抜けていたと報告のあった、妨げとなる慣習を是正していくことこそが重要な課題です。国際的な流れはジェンダー平等かもしれませんが、それを踏まえつつ、これまでの審議を通じて、南砺市の男女共同参画推進プラン第3次計画は「男女の平等を達成しましょう」ということにいたしました。

F 委員

南砺市の男女共同参画の着地点はどのあたりをお考えですか。男女が五分五分になれば達成したということでしょうか。

会長

そういうこと(数値的な均等のみ)ではないです。指標としてはそのような視野も入ってくると思いますが、男女平等を進める上で「妨げとなるもの(バリア)をなくしましょう」ということが大切です。参画するかどうかは個人の意思や思いですので、強制できるものではありません。

F 委員

確かに強制はできませんよね。南砺市のやり方で、具体的な活動を進めていくということですね。

B 委員

基本的には前回からレベルアップして、非常に良くなっていると思っています。言葉遣いについての細かい点ですが、基本理念(1)の「多様な人権」という言葉に、あまり馴染みがありません。「多様性の尊重」としてもよいのではないのでしょうか。下の説明文を読めば理解できるのですが、タイトルとして「多様な人権」とだけ出ていると、あまり使われない表現であるため気になりました。もう1点は、(2)の「家庭生活と職業生活、地域活動等」という区切り方です。「家庭生活」と「職業生活」が一つに繋がっているように見えますので、ここも「家庭生活、職業生活、地域活動等に」と、句読点で区切って3つを並列にしてもよいのではないかと思います。

会長

表現の意図は分かると思いますが、違和感があるなら変えた方がよいでしょうか。誤解を招く可能性がありますか。

B 委員

下の文を読まないと意味が伝わりにくいのではないかと思います。タイトルだけが一人歩きした場合に、誤った捉え方をされてしまうのではないのでしょうか。

会長

馴染みがない言葉は変更した方がよいのかもしれませんがね。

C 委員

「多様」という言葉をなくして、「人権の尊重」だけでもよいのではないのでしょうか。

A 委員

男女という枠組みだけだと、自分がそこから排除されていると感じてしまう人がいます。そのため、「多様」もしくは「多様性」という言葉は、理念の大きな見出しの中に残してほしいと思います。男女に属さない人たちをも排除していない、という姿勢を明確にしてほしいです。

会長

この表現は苦肉の策だと思いますが、男女とばかり書かれていると、それ以外の人が排除されているように感じるというお気持ちは理解できます。

D 委員

「男女の平等と人権の尊重」としてしまうと、やはりこぼれ落ちてしまう人がいるとを感じるのではないかと思います。

会長

男女平等も人権問題の一部なんですけどね。

A 委員

他の部分には「多様性」という言葉が書かれていないのですよね。やはり大きい部分(理念)に多様性を入れてほしいです。タイトルに「男女」とあるため、その後「男女の人権」と続くと、その二つに属さない人たちがこぼれてしまいます。現在では、性別を男性・女性・その他に分けるなど、そのその他の人たちを排除しないよという意味で、「多様性」が入ると良いと思います。「多様な人権」という表現に違和感があるなら、「多様性」という言葉をどこかに入れてほしいです。他の部分には入っていないので。

事務局

よろしいでしょうか。まず、この基本理念は条例に基づくものにしたいという前提がございます。本日、条例をお手元に配っておらず申し訳ないのですが、この基本理念(1)は、南砺市男女共同参画推進条例第3条第1号と第6号の一部を網羅するように作成したものです。

第1号には、「男女が直接的であるか間接的であるかを問わず、性別によって差別されることなく、個人として人権が尊重され、一人ひとりが平等に個性と能力を十分に発揮する機会が確保されること」とあります。第6号の一部は、前回の議論にもなりましたが、「地域における国際化の進展に寄与するために、居住外国人の文化を理解し、その人権を尊重する」となっています。どちらも「人権を尊重する」という点が盛り込まれています。そのため、基本理念は条例に基づき「多様性」よりも「人権」という表現を用いている次第です。

では、その多様性をどこに反映させるかについてですが、前回も議論がありました。「ジェンダー」を「LGBTQ等の性的少数者」という意味ではなく、「社会的な役割としての男性・女性」という意味に捉え、今回は「男女」にポイントを絞って理念を作りましょう、という方向性になりました。あえて「多様性」という言葉を理念から外したというのが前回の議論でした。

基本理念は条例に基づくものであるため、もし多様性を入れるとすれば、第2次計画でもそうであったように、パートナーシップ宣誓制度などに準じて「性的少数者の方々の心理的な安全性を高める」という形で、基本施策の方にしっかりと盛り込んでおります。決して無視しているわけではありませんが、基本理念を条例にない「多様性」という概念で構成するのは難しいと事務局としては考えました。そのため「人権」という言葉を使わせていただいております。

「多様」という言葉が入った経緯としては、国際協調の議論の中で「どこかに『多様』という言葉を入れたい」というご意見があったため、条例第6号の国際化や外国人文化の理解を踏まえ、基本理念の(1)か(2)に組み込む形で「男女の平等と多様な人権の尊重」という事務局案を作成したものです。

C委員がご指摘されたように、本文の中に「国籍や文化といった多様な背景を持つ人」と条例第6号の内容を読み取れる文章が入っておりますので、もしタイトル部分に「多様な」が不要ということであれば、外しても問題ないかと思います。削除したとしても、本文中で「多様な背景を持つ」と表現しておりますので、条例

第 6 号の一部は網羅できると考えております。

会長

ありがとうございます。多様性が LGBTQ 等を含むものかどうかは前回は議論になりましたが、この概念を理念のタイトルに入れてしまうと、男女の平等という本来の焦点をぼやけさせることになるため、ここには直接入れないでおきましょうという合意が前回ありました。ただ、そのような意味合いを内包させること自体は問題ありません。

現在検討している(1)の本文にも「多様な背景を持つ一人ひとりの人権の尊重」と入っています。一方で、タイトルにある「多様な人権」という言葉は、確かにあまり耳にしない言葉です。あまり言わないからダメというわけではありませんが、審議会としてどうするかですね。本文に「多様な背景を持つ一人ひとりの人権」とありますので、読めば伝わるとは思います。タイトルを「多様な人権の尊重」のままで行くか、馴染みがないため外して「人権の尊重」にするか、皆様のご意見はいかがでしょうか。

D 委員

「多様な人権」という言葉に違和感があるのは、「人権というものが多様に存在する」という風に受け取れてしまうからでしょうか。

会長

そうですね。私は人権擁護委員を務めているのですが、現在、人権は「17 の人権(差別)」があるとされています。数年前のコロナ禍の際には「感染症による差別をなくす」という項目が加わり、それまでの 16 から一つ増えました。今後も何か大きな出来事があれば変わっていくのかもしれませんが、男女平等もその 1 つです。本プランにとって最も大事な目標となるものです。単に「多様」というと様々な立場の人を指すと捉えられますが、「人権そのものに多様性がある」というニュアンスに受け取られると少し違ってくるかと思います。そう思われてしまうのは避けたいですね。

文章を読めば「多様な」がなくても意味は伝わるのですが、どちらがよいでしょうか。他に良い言葉があればよいのですが、意味が異なったり、範囲が広がりすぎたりすることへの懸念も前回ありました。広げすぎずに表現を工夫するとしたらどうでしょうか。

A 委員

私はやはり「多様な」を入れた方がいいと思います。

会長

今のままの表現ですね。受け取る側が違和感を持たなければ、「多様な人権の尊重」と書いてあっても、本文を読めば「そういう意味か」と納得していただけたと思います。

E 委員

自分の中でもまだ完全に整理しきれていないので、皆さんと一緒に考えたいのですが、この「多様な」という修飾語は、男女にかかるものなのか、あるいは先ほど 17 あると説明された「人権」にかかるものなののでしょうか。前回の議論を踏まえると、LGBTQ などをにじませる表現としたいわけですが、それであれば「男女」という二分法だけではカバーしきれない性、その枠から外れてしまう人々を包摂するための表現を、もう少し工夫することはできないだろうかと考えます。

会長

それだと性差だけの視点に偏ってしまいます。そうではなく、個性や能力、人種などもすべて含めた「多様」という意味だと捉えています。他の表現に変えてしまうと、それ以外の要素がこぼれてしまうのではないのでしょうか。

事務局

本文で「多様な背景を持つ」と表現しておりますので、十分にカバーできていると考えております。また、国や県においては、この男女共同参画計画とは別の法律や計画でLGBTQ 等の理解・施策を進めています。それを今この計画で混同して進めてしまうと、男女共同参画としての目的が薄れてしまう恐れがあります。

会長

そうですね。LGBTQ をどこまで盛り込むかという話の時にも言いましたが、男女共同参画ではなく、人権問題全体の話になってしまいます。そうすると、この推進プランで焦点を絞って明確にしたい部分が、ぼやけてしまう懸念があります。それを踏まええると、新たな適当な表現を見つけるのは難しいため、タイトルに「多様な」を残すか外すかという選択肢に絞られるかと思いますが、いかがでしょうか。

F 委員

このタイトルのままで良いと思います。

C 委員

なくてもよいと思います。

D 委員

「男女平等と多様性、人権の尊重」というのはどうでしょうか。

事務局

それですと条例から外れてしまうと思います。条例の基本理念が「人権」をメインに据えているため、条例自体に「多様性」という文言はありません。条例第 3 条第 1 号は人権をメインに書いており、また第 6 号の「外国人の文化の理解」と「国際的協調」について、前回「分けましょう」という整理をしました。国際的協調に絞

ったものが理念(4)になり、削られた「外国人の人権尊重」の要素を人権として統合したのが(1)です。メインはあくまでも人権となります。

A 委員

パブリックコメント(パブコメ)で意見が寄せられていたかと思いますが、それは反映しなくてよいのでしょうか。

会長

決して無視したわけではなく、前回の審議会で十分に議論を尽くした上で、この方針に決定したということです。

A 委員

もし今後、同様のパブコメが寄せられた場合、「このような議論を重ねた結果、この結論に至りました」という趣旨の回答をすることになりますか。

会長

前回も全項目に対して丁寧にお答えしております。相手が完全に納得されたかどうかは分かりませんが、経緯があります。「それではダメだから入れなさい」という議論というよりも、「今は男女じゃないでしょ(男女の枠組みだけではないのでは)」という議論が前提にありました。

A 委員

国際的な潮流は、ジェンダー平等にとどまらず「SOGI(性的指向・性自認)」へと移っています。これは世界的な潮流ですから、南砺市としてもそうした動きをしっかりと捉えており、開かれた姿勢を示しているのだということをアピールできるのではないのでしょうか。

会長

おっしゃる通りです。本来であれば世界の流れに遅れないように進めるべきですが、今回は「条例に基づいて推進プランを作成する」という使命があります。まずはこの推進プランをしっかりとやり遂げることが大切です。どこかには入れなければいけないけれど、本章(タイトル)に直接入れるのは違うと考えます。

A 委員

いえ、本章(全体)ではなく、このタイトル部分だけのことです。

F 委員

国際的な潮流は時代とともに変わっていきます。それよりも、私たち南砺市の男女が、地域で共に助け合って生きていけるよう、それぞれの役割をしっかりと果たせるような具体的な目標を掲げ、行動していくことの方が大切だと思います。

会長

理念(4)に「国際的協調」という表現が入っており、国際的な取り組みと連携して地域の国際化に寄与すること、世界を理解して外国人を排除しないというような意味合いが含まれています。国際的潮流を過剰に意識しすぎる必要はないという見方も一理ありますが、本プランは10年間の計画ですので、「10年後にはこのような社会になってほしい」というビジョンは、最終的な全体のまとめ部分に盛り込んでいく方向で、前回もお話したかと思います。議論をもう一度掘り下げることも必要であれば構いませんが、これまで何度も議論を重ねてきた部分ですので、今回は「多様な人権」という言葉に「多様」を残すか外すか、という点に絞って決定したいと思います。いかがでしょうか。

F 委員

入れた方がいいと思います。

B 委員

最初は「なくてもいいのでは」と思い発言しましたが、どちらでもよいと言っては語弊がありますが、下の詳細な説明を見れば意図は伝わります。ただ、このタイトルだけがリーフレット等で一人歩きしたときの違和感を懸念し、1つ目の項目であったため引かなかったというところです。違う意味に受け取られるのを防ぐために削除を提案しましたが、皆さんの意見に合わせます。

会長

下の説明文を読めば誤解が生じることはないと思いますので、「多様な人権」という言葉が独り歩きして誤解される心配は少ないと思います。もし質問されたら、審議の背景を説明していくということでいかがでしょうか。色々ご意見をいただきましたが、このまま「男女の平等と多様な人権の尊重」で決定するというところでよろしいでしょうか。——ありがとうございます。それではこのままで進めます。

会長

次に、先ほどご意見のあった基本理念(2)の「家庭生活と職業生活、地域活動等に共に参画し」という表現についてはいかがでしょうか。

事務局

ご指摘の通り、この3つの項目はすべて並列として考えておりましたので、句読点で「家庭生活、職業生活、地域活動等に共に参画し」と区切る形に修正いたします。

会長

その修正でよろしいでしょうか。——ありがとうございます。ではそのように修正します。また、(4)の「計画」という文言は不要ということで削除いたします。

会長

次の変更点は赤枠の部分です。基本目標(1)の「あらゆる機会を通じた男女共同参画の意義と価値の共有」について、以前は「地域社会の男女共同参画の推進」とありましたが、修正されました。

基本目標(2)「女性が活躍し、男女で支え合う環境づくり」に関連する3つの基本方針ですが、前回の意見を反映して「女性活躍」の文言を入れ、「男女で支え合う環境づくり」という表現にいたしました。そのうち、2番目の「家庭と地域における、共創による支え合いの仕組みづくり」も、以前は「家庭・地域社会における男女共同参画の推進」という、やや抽象的な表現でしたが、非常に具体的になっております。

その下の3番目も「働く場における環境づくりの推進」から「女性人材が活躍し企業の価値を高める働き方改革の推進」へと、女性活躍や社会的な役割、働き方改革が含まれる表現に変更されています。この表現でいかがでしょうか。

C 委員

この2番目の基本方針にある「共創」という言葉ですが、「共創」がよいのか、それとも「協働」がよいのか、どちらが適しているでしょうか。

会長

南砺市は女性も多く働いていますので、男女共同参画で「女性が参画する」という話をする、「女性もすでに働いているではないか」と言われることがあります。私は「協働」という言葉は少し「甘い(お互いにもたれ合うような)」印象があると言いつけてきました。南砺市において「協働」という言葉が定着していることは重々承知していますが、少し使い古された言葉という印象もあります。

E 委員

「共創」という言葉は、ここ数年で行政の中でもよく使われるようになりましたね。その言葉の定義を、私たち審議会と市民の間でしっかりと共有しておく必要があるのではないのでしょうか。

事務局

事務局が「共創」という言葉を選定した意図を説明いたします。「協働」と言いますと、「同じ目的に向かって、一緒に力を合わせて何かを行う、働く」というイメージになります。一方で「共創」は、「対等なパートナーとして、お互いに不足している部分を補い合いながら、新しい目的や価値を共に創り出していく」という意味合いを込めて使わせていただいております。

会長

お互いが「対等なパートナー」であるという意味が含まれているからこそ、「共創」としているということですね。皆様、いかがでしょうか。今回は「共創」という言葉で進めるということでよろしいでしょうか。——ありがとうございます。では「共

創」を採用いたします。

その他にございますでしょうか。「出産と子育て of 安心」という言葉は基本方針ではなく「施策の方向」へと位置づけ、基本方針としては「性差を踏まえ健康リテラシーを高める支援」とし、男性・女性それぞれを対象とする目標とすることによってよろしいでしょうか。——よろしいようですので、事務局にお返しします。

事務局

ありがとうございます。本日検討いただきました紫色で囲まれた部分（骨子案）が、答申いただく内容となります。来月（9月）になるかと思いますが、会長、副会長と調整の上、市長への答申を行い、その後、議会へ報告させていただきたいと考えております。

D 委員

先ほど、条例第3条第3号の「制度や慣習の是正」が骨子から抜けていたため、どこかに入れるという説明がありましたが、具体的にどこに入るのか確認させてください。

事務局

条例第3号は「制度や慣習が具体的に是正されること」という、すべての理念の土台となる極めて重要な部分です。そのため、基本理念の箇条書きに直接入れるのではなく、例えば計画の「前文」や「趣旨」など、4つの理念すべての土台となる重要部分として、最初の全体枠の中に位置づけたいと考えております。「古い慣習や制度を改めていかなければ、本当の意味での男女平等は達成できない」という考え方を、計画全体の土台として書き込みます。

B 委員

その条例に関連して少し気になっているのですが、前回も「この条例自体が平成18年に制定されたもので、現在の社会の潮流と乖離し始めているのではないか」という議論があったかと思います。今回の推進プランの内容はこれで進めるとして、会長が市長へ答申をされる際に、「条例自体の改定・見直しも検討すべきではないか」という意見を合わせて添えていただくことは可能でしょうか。

条例の見直しと今回のプラン策定は位置づけが異なるかもしれませんが、どこかのタイミングで「そもそもの条例に書いてあることと、今やっっていることのギャップ」を見直すべきだという会話が前回もありました。そうした審議会での議論を、何らかの形でアウトプットする機会があっても良いのではないかと考えます。

会長

私たちは「条例に基づいて計画を推進する」という使命のもとに集まっています。審議会として年間を通じて正式に掲げられるかどうかは別として、これは非常に大事な視点です。答申時の意見書に添えるか、あるいはプランの中で「条例自体の見直しを検討する」という文言を入れていただくか、何らかの形で反映させる

	ことは可能かと思いますが、本日の骨子(プラン)としてはこのまま進めるということによろしいでしょうか。 しかし、本当に大切な指摘ですね。平成 18 年に制定されたということは、すでに約 20 年が経過していることになります。10 年前に作られた条例を元に、これからの 10 年(第 3 次プラン)を作ろうとしているわけですから、時代のギャップが生じるのは当然です。 事務局 前回の議論でも、条例第 3 条第 6 号の「外国人の文化を理解し、その人権を尊重する」という文言は、国や県の基本計画にはない、南砺市独自の規定となっており、プランの中でどう扱うべきか非常に苦慮した経緯がございます。委員の皆様のご意見はしっかりと承りますが、今回はあくまで「現行条例に基づいて審議会が設置されている」という建前がございますので、一旦このプラン自体は現行の条例に基づいて策定させていただければと思います。 E 委員 そう考えると、この条例は 8 町村が合併した当時、「これから一丸となって取り組んでいこう」という熱い想いの中で一生懸命作られたものではあります。国際的な潮流や時代の変化とともに、少しずつ乖離が生じてくるのは致し方ないことだと思います。今回の審議会で私たちが取り組んでいるのは「第 3 次プランをどうするか」という点ですので、まずはここに集中するとして、審議会の別の役割として、私たちの任期の中で「条例の改廃・見直し」についてじっくりと話し合う場を設けることもできるのではないのでしょうか。 事務局 確かに前回の議論でも、条例第 6 号が分かりにくく、他自治体の条例や国の基本計画とも異なっているという点が課題として挙げられました。他自治体の事例なども参考にさせていただいておりますが、基本的な流れに大きな差はありません。ただ、南砺市独自の「外国人の文化理解」という規定が盛り込まれた背景には、当時の合併時の経緯など何か理由があったのだと思います。今回は基本理念の(4)からは外したものの、人権の面(1)でしっかりとカバーする形でプランを作成しております。その他の項目については他自治体とも大きな差はありませんので、その改正のタイミングというところも見ながら、今後改正に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。本日は本当に貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。 その他 (今後のスケジュールの説明) 副会長あいさつ 皆様、本日は非常に慎重で熱心なご審議をいただき、本当にありがとうございました。皆様のおかげで、非常に明確な骨子案を固めることができました。今後も皆様と一緒に、南砺市にとってより良い推進プランを作っていきたいと思っております。
--	---

閉会	ますので、どうぞご協力をよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。 午後8時 10 分
----	---